

令和 8 年 9 月 1 日

公 示

農産物検査に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知) 別紙 2 「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」に基づき、中国四国農政局管内における令和 9 年産銘柄設定等の申請を別紙のとおり受け付けます。

中国四国農政局長 郷 達也

別 紙

1 申請の方法

(1) 申請書類等

- ア 銘柄設定 (別紙様式第 1-1 号、第 1-4 号及び第 1-5 号)
- イ 銘柄廃止 (別紙様式第 1-1 号)
- ウ 銘柄の名称変更 (別紙様式第 1-2 号)
- エ 銘柄を構成する品種群の設定又は追加 (別紙様式第 1-3 号、第 1-5 号)
- オ 銘柄を構成する品種群の廃止又は削除 (別紙様式第 1-3 号)
- カ 区分の変更 (別紙様式第 4 号)
- キ 上記ア及びエにより設定を申請する農産物については、粒形等がわかる写真及びサンプル 100 g (大豆は 300 g) を申請書に添付する。

(2) 提出先

〒700-8532

岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号

中国四国農政局生産部生産振興課

2 申請受付期間

令和8年10月1日～令和8年10月31日 (必着)

3 銘柄の設定等に係る意見聴取

銘柄の設定等の必要があると認めた場合又は銘柄の設定等に係る申請があった場合は、申請書の受付終了日から令和8年12月末までに農産物検査法(昭和26年法律第144号)第11条第3項に基づき、農産物検査等に関し学識経験を有する者、県、生産者団体、実需者団体、登録検査機関、中国四国農政局長が必要と認める関係機関等を参集し意見聴取会を行う。

令和8年9月1日

中国四国農政局長 郷 達也